

第3回 江戸川区男女共同参画推進区民会議

日 時	令和3年10月15日(金)14:00~16:00	
場 所	オンライン開催	
次 第	1 開会挨拶 2 現計画の体系・骨子の見直しに係る検討 3 (仮称)江戸川区男女共同参画推進条例の策定について 4 その他 5 閉会	
区民会議委員	会 長 横山 和子 副会長 浦岡 由美子 委 員 井内 公仁子 加納 志野	田中 寿士 原島 裕紀 松下 幸博 水田 朝也 守 伸之
事 務 局	総務部総務課	

<議事要旨>

1 開会挨拶

事務局

- ・挨拶

会長

- ・会長挨拶

会長

現行の江戸川区男女共同参画推進計画について委員の皆様からいただいたご意見は、事務局から担当部局へ展開し、今後の事業に取り入れる可能性について検討していただくことになっております。そして、12月の第5回の会議時に各部局からのフィードバックを整理したかたちで区民会議に報告していただくことになっております。できるだけ透明性を確保しながら、本会議を区民の意見を反映することができる場にしたいと思っております。

会長

皆様、第2回江戸川区男女共同参画推進区民会議の議事録を受け取っていると思います。ご確認して自分の伝えたいことはこれではなかったなど、違うことがありましたら事務局のほうにご連絡いただきたいと思っております。

2 現計画の体系・骨子の見直しに係る検討

事務局

(説明)

《各委員の意見》

重点目標1「仕事と生活の調和した暮らしやすいまち」について

- 重点目標1の方向性のところで、女性活躍推進法(※)で義務付けられているような区内の事業者はあまりないのではという話があった。どのような職場、どのような事業者でも、労働時間が長く家族の一部の者に家庭生活がのしかかってしまうという部分はあるので、女性活躍推進に取り組んでいただきたい。
※常時雇用する従業員が101人以上の事業主に対し、仕事と子育ての両立が可能となるよう残業時間数を一定に抑えること等を定めた行動計画の策定及び届出が義務付けられている。
- 改正女性活躍推進法について、企業としては取り組まなければならない課題だと思う。課題分析をして数値目標を出して公表してPDCAを回していかなければいけないので中小企業にとってはパワーが必要な事例になるが、必要なことだという情報を発信するということが大事なのではないか。
- 事業者等による取り組みの促進について、残業をしないで済むような取り組みや事業としての在り方等、男女共同参画をすることによるメリットなど何か誘導するような施策といったものを具体的に出していただけると中小企業としても取り組みがいろいろある。取り組んだことで、メリットがあるということを知ってもらうように打ち出していきたい。
- 男女問わず、契約通りの働き方、多様な働き方をくみ取り、子育てとか介護などの就業外での活動に影響がないような取り組みが必要ではないかと思う。
- 方向性④の事業者等による取り組みの促進の仕方について、とても重要だと思っている。具体案を重ねていかなければならないと思う。企業経営者が所属するような各種団体のほうの取り組みもとても重要である。
- (2) ライフステージに応じたワーク・ライフ・バランスの支援で、生活のための仕事と育児や介護のための時間とでジレンマを持っている方が多くいると思う。育児は女性がということではなく男性もということはあるので、男女遜色ないかたちでの方向性を具体的に進めていければと思っている。

重点目標2「男女共同参画の理解を深め幅広く活躍できるまち」について

- 具体的な取り組みを示した課題(2)のほうでも、地域活動においても多様性を考慮するという方向性があってもよいのではないか。
- 女性の役員が活躍することで自信になり、それが子育てにも影響して、よい方向に影響しているような話を聞く。女性も男性も何かに参加して、その結果をうまく地域に反映していただければよい町会ができると思う。
- 課題(2)の方向性②の地域防災力ですが、江戸川区の場合、避難場所に水が5メートルくらいきってしまう中で避難をしなければならないとなるとまったく考え方を変えなければならない状況にあると思う。そのような状況で女性の意見、女性の視点というものをいれて新しく考えるということも大事なのではないか。

- 男女共同参画推進計画の視点ということをしっかり明記しているの、男性も女性もLGBTQの方たちの視点も含めて、どうやって自分たちの防災や地域を活性化していくかという視点をきっちりと文章にさせていただけるのは意義のあることだと思う。
- 課題（1）方向性④の学校教育というところですが、非常にデリケートな問題も含まれているので、運用は思春期に入る前の無邪気な時期にぜひとも実行していただきたい。
- 中学校では、性の多様性に対する理解促進に向けて、制服の改定を行ってきているというところもある。
- 小学校の名簿も男女にわけることなく男女をまとめたあいうえお順になってきており、実際に少しずつ始まってきているところもあるかと思うが、極力推し進めていく必要がある。
- 課題（2）方向性②について、男女共同参画の視点による地域防災力の向上ということで、今後は女性にできることは何かということを含めながら、地域防災をしっかりと考えていかなければならないのではないかと。
- 課題（1）方向性③LGBTQに対する理解促進ですが、前回の計画には理解を促進するといった一文が挙げられているだけなので、今回、用語集や解説などを詳しくつけてほしい。
- 学校等における教育もそうだが、教育や理解促進もちろん、学校などに相談窓口も入り口としてつけてほしい。当事者だけでなく、周囲で悩んだり気付いたりという子どもたちが相談できる場所が必要ではないか。先生たちの理解促進も大事で力を入れてほしいと思うが、問題をすくい上げるセクションも必要だと思う。
- 課題（2）の防災について、地域の防災力イコール地域のつながりの強さであり、各家庭だけで頑張るのではなく、マンション単位、町内単位という視点は必要だと思う。江戸川区は中小企業が多く、家の近くでお仕事をされている人も多いと思うので、職場と家と防災というつながりの視点を持てたらよいのではないかと。

重点目標3「男女問わず誰もが尊重され安心して暮らせるまち」

- 課題（3）方向性③は、被害者対応についての広報や実際の受け皿ということについて考えていただければと思う。
- 課題（1）の困難を抱えたというところで、ひとり守り隊という、ひとり家庭を守りたいということをやっているものがあり、守秘義務のある名簿があり、特定の役員、特に女性を含めた役員さんで対応しているがいろいろな生活問題などが聞こえてくる。地域の問題の解決に女性を積極的に絡めながら解決していくような施策をとってほしい。
- 今回は計画の2期目ということで、啓発もちろん、プラスアルファの具体的な行動に動いていけるような施策にさせていただけると男女共同参画が根付いていくと思う。
- 課題（3）方向性③で、事件性がある事案の早期発見に関連して、再更生の機会も必ず与えるということで、一発アウトという風潮はよくないという表現もあったほうがよいと思う。セカンドチャンスということをどこかの文言に入れてほしい。
- 課題（1）と課題（3）については、なかなか自分から言い出せないという実態もあるので、必要なのは地域力ということだと思う。今現在、地域コミュニティは昔に比べて希薄になってきているが、地域一体になることで早く気付けるところがあるかと思う。
- 課題（2）の健康支援について、例えば配偶者が交通事故にあって、子どももいて教育もしてい

かなければならない、交通事故にあった配偶者の介護もしていかなければならないというような場合、課題（１）方向性②の複合的な困難を抱えるというところで、健康支援から自立支援や生活支援への移行が出てくる。課題（１）や課題（２）を連携して考えていくことも必要だと思う。

- 課題（１）の困難を抱えた人への支援というところで方向性①、②に付け加えて、早期発見、早期対応ということも含めていただきたい。困難を抱えた人の発見というのは、なかなか家庭の中に入ってみなければ分からず、地域でそれを見つけていくというのがとても難しい。とても長い間そのように過ごされていたということが多く見受けられるので、早期発見、早期対応、いつからそのような生活になっていたのかといったことにも力を入れていきたい。
- 複合的な問題を抱えている人は多いという話は度々出ており、子どもの虐待、ワンオペ育児（※）などで孤独を感じている人がいる。その問題の裏に、夫が１か月に１日も休みがない働き方をしているといった、弁護士が介入したらすぐに解決する問題が隠れていることも多い。相談窓口からすぐに児童相談所や弁護士相談、警察など対応するところに相談にいけるような体制をつくっていただきたい。

※ワンオペ育児：夫婦のどちらか一方のみが家事や育児を担っている状態を表す語句。

3 （仮称）江戸川区男女共同参画推進条例の策定について

事務局

（説明）

総務部長

（補足説明）

《各委員の意見》

- 基本理念の中に教育は絶対に入れるべき。SDGsと地域防災に関しては、入れるかどうかよく検討していただきたいと思う。
 - 目黒区の条例の４条３項に財政について担保するような文言があり、財政についても記載があるとより強力に進められる根拠になるのではないかと思う。
 - 禁止事項について、アウトティングの禁止はぜひ入れていただきたい。一度公表されてしまうと取り返しのつかないことなので、禁止というある程度厳しい条例で載せておくのは大切だと思う。国立市の条例の８条の３に、情報の流布、ハラスメントなどの公序良俗に反するものは禁止ということが載っている。今はSNSの時代でデジタルタトゥー（※）と言われるように、一度そういったところに載ってしまうとやはりこれも取り返しのつかないことになるので、禁止といった強い文言で皆さんに提示していただくという意味があるのではないか。
- ※デジタルタトゥー：タトゥー（入れ墨）を完全に消すことが不可能なことから、インターネット上で公開され拡散された個人情報等は完全に削除することは不可能であることを表す語句。
- 附属機関等の男女比についても載せていただけるということで、非常に心強く思う。
 - 前文について、なぜこの条例をつくるのか、先駆的な取り組みのところも参考にしながら江戸川区としての熱い思いを区民の方に訴えていただければと思う。

- 禁止規定③について、例えば緊急時に医療を受けなければならないというときには、性自認と異なる生物学的な性別に基づき医療を受けなければならないということが発生してくる。そういったときに本人がどうしても医師に伝えたくないといった、「公にする」とまではいかないが、本人の意思に反して性別を確認しなければならない場合など、特別な例外についてどのように対応すればよいか少し気になる。
- アウティングは「正当な理由がある場合は除いて」といった規定でカバーできるのではないかなと思う。同性カップルの間でDVや金銭関係のトラブルなどで訴訟ということになった場合、その訴訟自体がアウティングであると主張して権利を濫用するケースがある。「正当な理由がある場合を除いて」、または「正当な権利行使の場合を除いて」などの例外規定があればよいのではないかと個人的に思う。
- 用語の定義の条項や性別の差別禁止規定、アウティング禁止規定、苦情処理機関の設置、表現に係る留意事項について明記という辺りが先進的であり、ぜひどれも明記していただきたい。先進的ではあるが、社会情勢が流動的でMe Too運動で女性の差別やLGBTの人権の問題についての議論がすごい早さで深まっており、ぜひいずれも明記していただきたい。パートナーシップ制度も2015年11月の段階では2団体しかなかったのが、今現在、2021年10月の時点では130団体でパートナーシップ制度があり、たった6年で2団体から130団体になっており、アウティングの禁止もそんなスピードで増えていくと思うので、10年後、20年後も生きている条例にしていきたい。
- 教育現場で何も知らない子どもたちが自分のことについて悩んで自殺していて、自殺率が何倍も高い。当事者たちがLGBTという理由で悩んでいるという現状があるので、教育現場でしっかり見てほしい。国立市の条例の6条で「教育関係者の責務」と特別に規定があるので、同様の条例が江戸川区にもあればよいと思う。
- DV、ハラスメントの禁止について、これも女性から女性、男性から男性、女性から男性へのDV、ハラスメントもあるということもどこかに含めていただければと思う。男性から男性、女性から男性へのDV、ハラスメントということも重要な問題であるということもどこかに明記していただきたい。
- 区民会議の設置の規定について、5年後に見直すといった条項もあればよいと思う。社会の情勢が目まぐるしく変わっているので、この条例もブラッシュアップの機会があれば、より時代に合わせた施策ができるのではないかなと感じる。

4 その他

事務局

スケジュールについて説明

会長

補足シートにご記入いただいた場合は10月22日までに、事務局宛てにメールかFAXにてご提出ください。

5 閉会